

医療事故・インシデントとは

【医療事故・インシデントの定義】

○ 医療事故（アクシデント）

医療事故（アクシデント）とは、防止可能なものか、過失によるものかにかかわらず、医療に関わる場所で、医療の過程において、不適切な医療行為が、結果として患者へ意図しない傷害を生じ、その経過が一定程度以上の影響を与えた事象をいいます。したがって、医療事故には、医療内容に問題があって起きたもの（過失による医療事故：医療過誤）と医療内容に問題がないにも関わらず起きたもの（過失のない医療事故）とがあります。アクシデントレポートの目的は、起こってしまった事故の再発を防止することです。アクシデントレポートが作成された後、医療安全管理委員会等による調査・分析・再発防止策の策定・報告・周知という主な流れに沿って病院内で具体的な再発防止策に繋がっていきます。

○ インシデント（ヒヤリハット）

医療の過程において、エラーが発生したか、あるいは発生しかけたが、患者に障害を及ぼすことなく、医療事故には至らなかったものを指します。「ヒヤリ・ハット」事例とも言われます。

【患者影響レベル】

発生した医療事故やインシデント事例が、患者にどの程度の影響を与えたかを区分するものであり、その指標は下記のとおりとし、レベル0からレベル3aまでをインシデント事例、レベル3bからレベル5までを医療事故とします。

レベル 0	誤った行為が発生したが、患者には実施されなかった場合。
レベル 1	誤った行為を実施したが、結果として患者に変化は生じなかった場合。 またはその場の対処ですみ、今後に影響を及ぼさないと考えられる場合。
レベル 2	行った医療又は管理により、患者に影響を与えた、又は何らかの影響を与えた可能性がある場合
レベル 3a	行った医療又は管理により、本来必要でなかった簡単な治療や処置が必要になった場合（消毒、湿布、鎮痛剤投与などの軽微なもの）
レベル 3b	行った医療又は管理により、本来必要でなかった濃厚な治療や処置が必要になった場合（同意書が必要な検査・処置、手術など）
レベル 4	行った医療又は管理により、生活に影響する重大な永続的損害が発生した可能性がある場合
レベル 5	行った医療又は管理が死因となった場合